平成２０年（フ）第２９３号
香川県小豆郡小豆島町田浦甲349番地１
債務者　岡本　惠子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第６０４号
香川県高松市春日町1686番地30　メゾン・ド春日103号
債務者　山本　浩史（旧姓大西）
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３５３号
香川県高松市新北町10番16―405号
債務者　泉谷あおい
１　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５９０号
大分市富士見が丘東４丁目５番10号
債務者　菅　えりか
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９４号
宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字大森平41番地
債務者　小松　榮子（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
千葉県君津市南久保１丁目８番17号
債務者　押谷千世子
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第４５号
石川県羽咋郡宝達志水町上田割地30番地２
債務者　岡本　宏行
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第３２３７号
大阪府八尾市中田１丁目33番地　ドミ・ソレイユ701号
債務者　辻田瑞枝こと　辻田みず枝
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４４８号
大阪市北区長柄東２丁目１番21―505号
債務者　新福　逸一
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２２号
住民票上の住所　大阪府寝屋川市黒原新町３番33号
債務者　佐伯　尚子（旧姓井澤）
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９５８号
大阪府枚方市春日東町２丁目28番２―304号
債務者　吉田　延江（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１４７号
大阪市港区夕凪１丁目13番16号　グランソシエ弁天町203号
債務者　山崎　友二
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５５号
大阪市東住吉区東田辺１―19―12　ラパンジール駒川2008
債務者　中司　直人
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２３０号
大阪市平野区瓜破２丁目２番３―715号
債務者　中谷清太郎
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２９３号
大阪市浪速区恵美須西３丁目15番12号　丸三ハウス80号
債務者　永川　井石
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７６号
島根県仁多郡奥出雲町下阿井293番地10
債務者　小池美保子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９５号
北海道小樽市奥沢１丁目21番37号
債務者　鷹田ヒロミ
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９８号
北海道小樽市緑１丁目23番23号　みどりヒル
債務者　山田眞知子
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部